

生活機能が低下し介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を対象に、その心身の状況等に応じて、さまざまなサービスを実施しています。

※サービスのご利用にあたっては、地域包括支援センターで作成する介護予防ケアプランが必要な場合があります。

高齢者の在宅生活を支えるサービス (問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2362)

●日常生活用具給付等

日常生活用具を給付または貸与します。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方で市民税非課税世帯の方（給付については、要支援1・2、要介護1～5の方に限ります）

給付利用料 電磁調理器、火災警報器、自動消火器 無料

貸与利用料 高齢者福祉電話 基本料および通話料は実費負担

●配食サービス

低栄養状態を改善するため、お弁当（昼食のみ）を自宅に配達します。対象者の状態に合わせて、おかゆやきざみ食などにもできます。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、見守り等の支援及び栄養状態の改善が必要と認められた方等

利用料 ●総合事業型…1食285円（食材費250円と配送料の一部35円）（★一部利用者は320円または355円）
●任意事業型…1食288円（食材費250円と配送料の一部38円）（★一部利用者は327円または365円）
※事業対象者または要支援者は総合事業型に、それ以外の方は任意事業型にそれぞれ区分されます。

●ふとんクリーンサービス

ふとんの水洗いのサービスを行います。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯でふとんを干すことが困難な方、または65歳以上の要介護3～5の高齢者

利用回数 水洗い 年2回（要介護3～5の方 年3回）

利用料 1組（敷き布団1枚・掛け布団1枚・毛布1枚）1回当たり820円（羽毛布団・和布団を除く。）（★一部利用者は1,640円または2,460円）

※上記組み合わせのうち、1枚を羽毛布団、または和布団に変更する場合は、別途、追加料金（1枚当たり50円）が必要です。（★一部利用者は、100円または150円）

●緊急通報システム

緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で緊急通報システム受信センターを通じて消防署や協力員へ連絡ができる機器を設置します。また、受信センターには看護師が常駐し、お電話による近況確認（月1回）や24時間対応の健康相談もいたします。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方、昼間・夜間独居の高齢者

利用料 無料

※一部の無線タイプの電話回線において、緊急通報がご利用できない場合があります。

※NTTのアナログ回線以外の回線において、停電時に緊急通報が使用できないなどの不具合が生じる場合があります。

●草津市認知症高齢者等見守りネットワーク (問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2372)

認知症等により道に迷うおそれのある方を日常的に見守り、行方不明時の早期対応を行うための協力体制を構築します。

対象となる方 認知症等により道に迷うおそれのある高齢者または特定疾病による身体上、精神上的の障害がある第2号被保険者

利用料 無料

●草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人あるいは認知症の疑いがある人が起こした事故等により法律上の損害賠償が発生し、その家族等に損害賠償責任が及んだ際に、市が加入する保険で補償します。

対象となる方 草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録者のうち、草津市の住民基本台帳に登録されている人で、認知症の人あるいは認知症の疑いがある人

利用料 無料

申請時のご注意！

平成28年1月以降、各種申請において（緊急通報システムおよび草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録、草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険を除く）、個人番号（マイナンバー）を記入する必要があります。また、本人への他人のなりすましを防ぐために本人確認が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

★は14ページの一定以上の所得のある方が2割または3割の対象です。